

第1章

計画策定の趣旨等



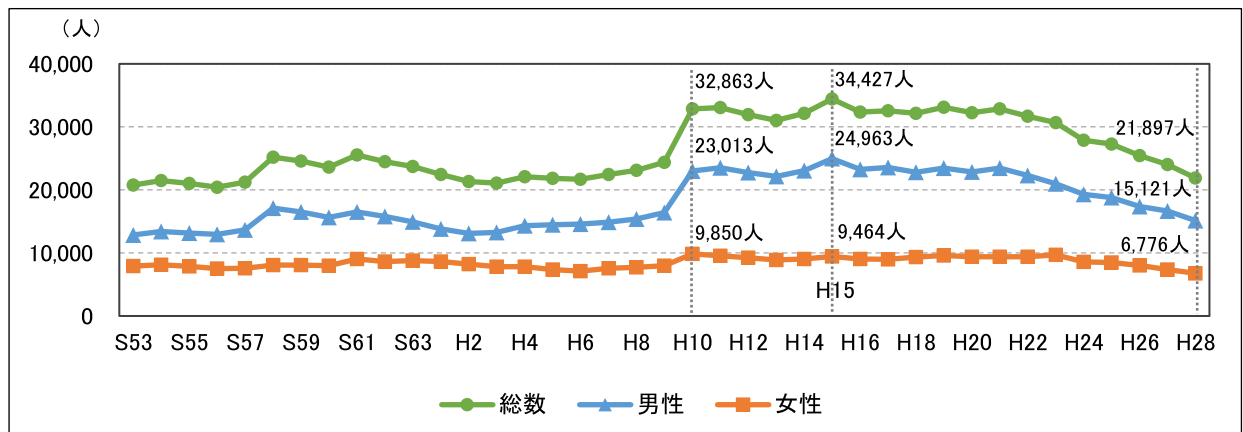
第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、2006年（平成18年）に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど着実に成果を上げています。

しかし、それでも自殺者数は毎年2万人を超え、人口10万人当たりの自殺による死亡率も、主要先進7か国の中では最も高い水準にあり、非常事態はいまだ続いているといわざるを得ない状況です。

■自殺者数の推移



出典：警察庁「自殺統計」

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」といえることから、自殺総合対策大綱では、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめ、孤立等の「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係の構築、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やすことで、社会全体の自殺のリスクを低下させ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

また、2016年（平成28年）の自殺対策基本法の改正では、自殺対策に関する地域間の格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられることを狙いとして、すべての都道府県及び市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

本市においては、市民の休養やこころの健康について、「すべての市民が共に支え合い、希望や生きがいを持ち、各世代に応じた健康づくりを实践するまち～輝くまち みんなの知立～」を基本理念とする「第2次健康知立ともだち21計画」の中で取組を進めているところですが、このたび、「知立市こころ応援計画」（以下「本計画」という。）を策定することで、総合的な自殺対策の取組方針等を示し、自殺対策にかかる事業を「生きる支援施策」とし、関係機関と連携を図りながら全庁的な取組を進め、「誰も自殺に追い込まれることのない知立市の実現」を目指していきます。

2 国における自殺対策の経緯

我が国においては、2006年（平成18年）の自殺対策基本法の成立以来、基本法に基づいた自殺総合対策大綱の策定、自殺総合対策推進センターによる地域の自殺対策の支援等、民間団体を含めた様々な対策が推進されています。

3万人を超えていた自殺者数は、現在は2万超まで減少し、一定の成果は見られますが、若年層の自殺者数に大きな変化がない等の問題があり、2016年（平成28年）の自殺対策基本法の改正及び2017年（平成29年）の自殺総合対策大綱の見直しにより、地域の実情に応じたきめこまかな取組が求められてきています。

平成18年6月	・自殺対策基本法成立 ・自殺予防総合対策センター設置
平成19年4月 6月 9月	・内閣府自殺対策推進室設置 ・自殺総合対策大綱の閣議決定 ・初の「自殺予防週間」の実施
平成22年3月	・初の「自殺対策強化月間」の実施（睡眠キャンペーン等）
平成24年8月	・自殺総合対策大綱の見直し
平成28年3月 4月	・自殺対策基本法の一部を改正する法律の成立 ・自殺対策推進業務が厚生労働省に移管 ・自殺総合対策推進センターに改組
平成29年7月	・自殺総合対策大綱の見直し

3 自殺に関する基本認識

行政をはじめ、市民や関係機関、団体等が自殺に関する基本認識を共有することによって、社会全体での自殺対策の重要性を認識した上で、自殺対策に取り組んでいく必要があります。

（1）自殺は誰にでも起こり得る身近な危機である

自殺は多くの人にとって、自分には関係がない「個人の問題」と捉えがちですが、一部の人や地域の問題ではなく、誰もが当事者となり得る可能性がある「誰にでも起こり得る身近な危機」であるということを認識する必要があります。

（2）自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまったり、社会の中での役割喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

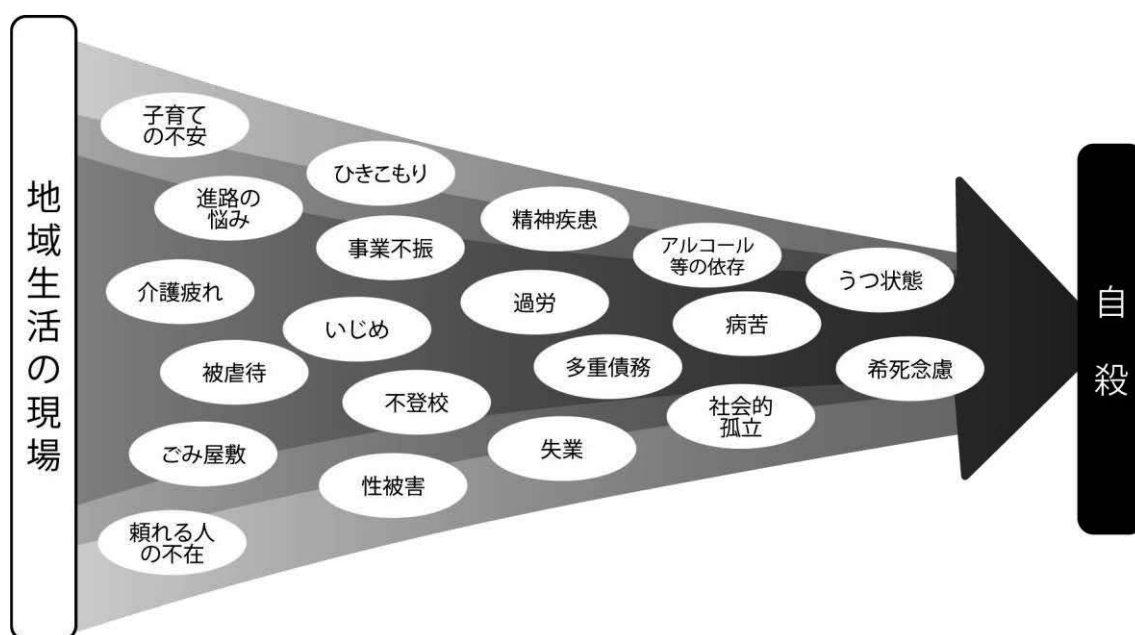
(3) 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により、また健康問題や家庭問題等の一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療を行うことにより、自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

(4) 自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。周囲の人がこれらのサインに気づき、自殺予防につなげることが重要です。

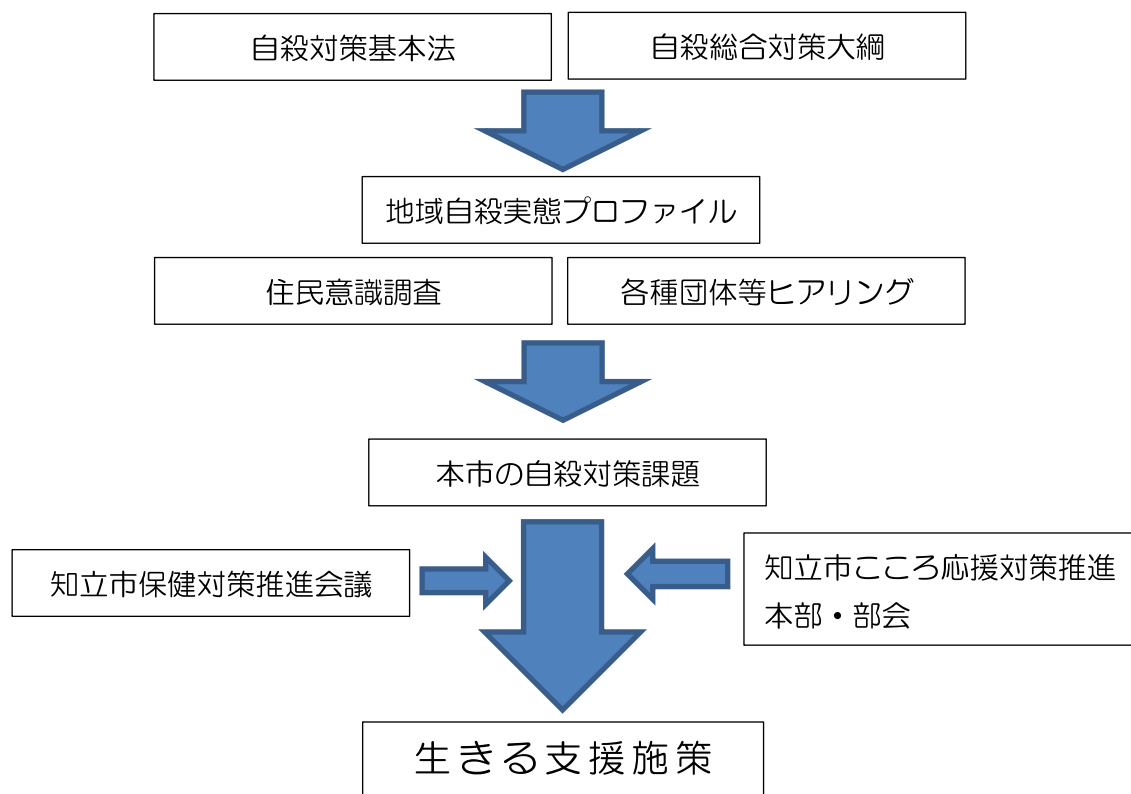
■自殺の危機要因イメージ図



出典：特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク「自殺実態白書 2013」

4 計画策定の流れ

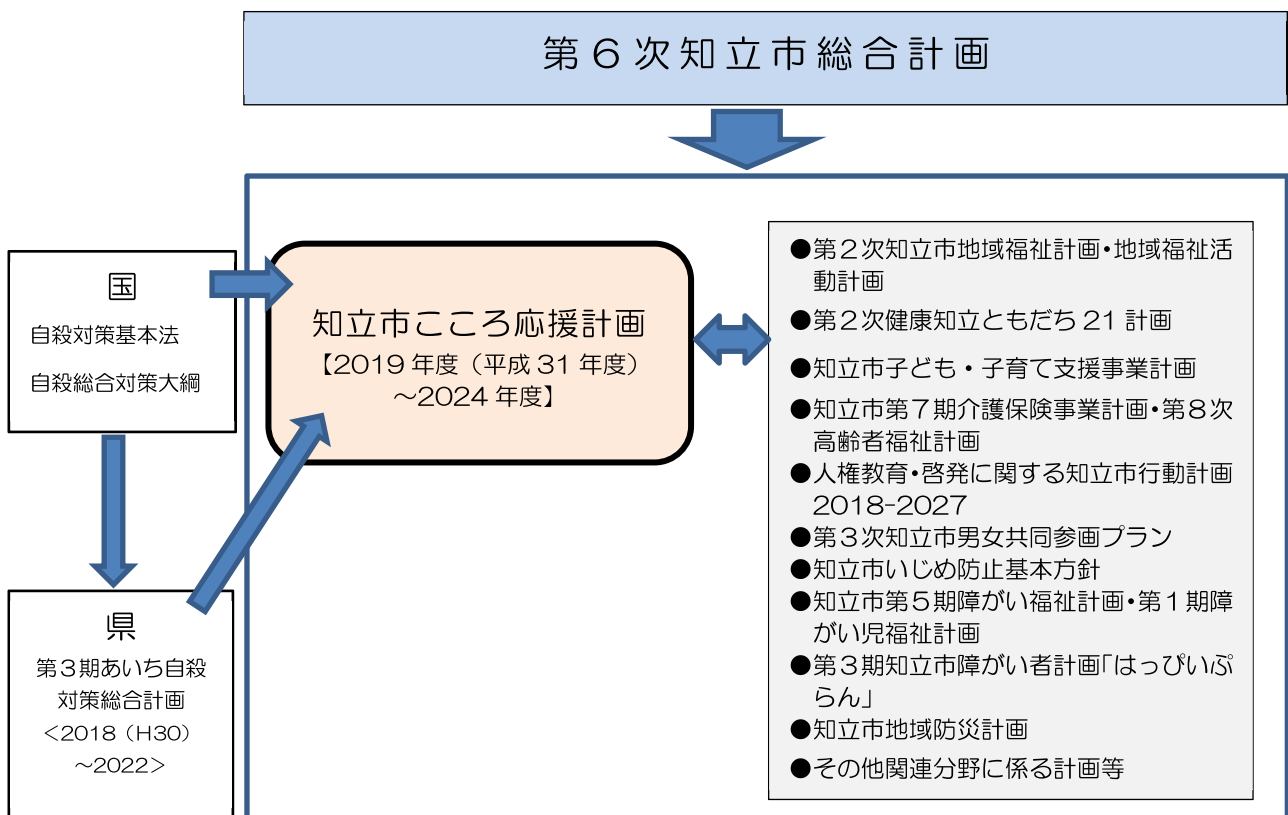
自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺総合対策推進センターから提供された「地域自殺実態プロファイル」による自殺実態分析、住民意識調査、各種団体等ヒアリング等から本市の課題を抽出し、課題の解決に向け「生きる支援施策」を本計画において展開していくことで、社会全体での自殺対策を推進します。



5 計画の位置付け

本計画は、2016 年（平成 28 年）に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

自殺を防ぐためには、様々な分野の施策や人々・組織が密接に連携する必要があります。そのため、本市では「第 6 次知立市総合計画」の「基本目標 1 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり」を目指すとともに、「第 2 次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び「第 2 次健康知立ともだち 21 計画」等と十分な整合の図られた計画とします。



6 計画の期間

本計画の計画期間は、2019 年度（平成 31 年度）から 2024 年度までの 6 年間とし、最終目標年度を 2024 年度とします。また、関連計画である「第 2 次健康知立ともだち 21 計画」に規定する「休養・こころの健康」に関する取組について、本計画と連携を図って、推進するものとします。

なお、法制度等の改正があった場合には見直しを行い、柔軟に対応していきます。

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
知立市こころ応援計画	策定	6 か年計画					評価・見直し
第 2 次健康知立ともだち 21 計画		10 か年計画（2015 年度～）					評価・見直し
		中間評価					

7 計画の基本理念

本市では、国の自殺対策における基本認識や基本方針を踏まえ、「第 6 次知立市総合計画」や「第 2 次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び「第 2 次健康知立ともだち 21 計画」等関連する分野の計画との整合を図り、「すべての市民が共に支え合い、思いやりのこころで暮らす 居心地のよいまちを目指して」を基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指していきます。



すべての市民が共に支え合い、
思いやりのこころで暮らす
居心地のよいまちを目指して



8 計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、2026年までに、2015年（平成27年）と比べて人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率を30%以上減少させ、先進諸国の水準まで減少させることを目標としています。

県の「第3期あいち自殺対策総合計画」では、国の目標を踏まえ、自殺死亡率を2022年に14.0以下、最終的には2026年に13.0以下を目標としています。

本市においては、2015（平成27年）の自殺死亡率である18.5※1に対し、国や県同様、2026年の自殺死亡率を13.0以下にすることを目指して、計画最終年である2024年の自殺死亡率を14.4※2以下にすることを目標とします。

■本市の数値目標

	現 状 値※3	目 標 値	最終目標値 2026年
	2015年（平成27年）	2024年	
自殺死亡率 （人口10万人対）	18.5※1	14.4※2	13.0

※1 2015年（平成27年）の自殺死亡率は2013年（平成25年）～2015年（平成27年）の平均値としています。

※2 2024年の自殺死亡率は2022～2024年の平均値とします。

※3 現状値は国、県と整合性を図るため、2015年（平成27年）に設定しています。

●参考：国・県の数値目標＜自殺死亡率（人口10万人対）＞

◎国の数値目標



◎県の数値目標

